

議案第六十八号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年十一月二十二日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

杉並区行政財産使用料条例（昭和五十年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二（二）杉並区立ゆうゆう高円寺南館の項中

和室	二九・一	五〇〇円	七〇〇円	五〇〇円
洋室	四七・五	一、〇〇〇円	一、四〇〇円	一、〇〇〇円

を

洋室一	七五・四	一、六〇〇円	二、一〇〇円	一、六〇〇円
洋室二	五五・七	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円
洋室一体使用	一三一・一	二、七〇〇円	三、六〇〇円	二、七〇〇円

に改め、同表に

次のように加える。

(十七)

防災会議室

防災会議室	名称	区別	広 さ (平方メートル)	使 用 料		
				午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで
洋室			五〇・七	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円

付記

- 1 使用時間を延長して使用する場合は、午前又は午後の時間区分のみ管理上支障のない限り一時間を限度として使用時間の延長を許可し、この場合の延長時間の使用料は、規定使用料の三割に相当する額とする。
- 2 午前と午後、午後と夜間又は午前と午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間に対しては、使用料を徴収しない。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例別表第二(二)杉並区立ゆうゆう高円寺南館の項に規定する集会室及び同表(十七)に規定する防災会議室の使用の許可に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

ゆうゆう高円寺南館の集会室の使用料を改定する等の必要がある。